

第12回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2020年2月26日（水曜日）午前10時

場 所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 4階 孔雀
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

議 案 取締役1名選任の件



株式会社トゥエンティフォーセブン

証券コード：7074

証券コード：7074
2020年2月10日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株式会社トゥエンティーフォーセブン
代表取締役 小 島 礼 大
社 長

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年2月25日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年2月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 4階 孔雀 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第12期（2018年12月1日から2019年11月30日まで）事業報告および
計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきまして、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://247group.co.jp/>）に掲載しておりますので、本通知には記載しておりません。したがって、本通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した計算書類の一部であります。

◎本通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://247group.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 取締役 1 名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役 1 名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| しもかわ とむひろ<br>下川 智広<br>(1972年 5 月 2 日生) | 1995年 4 月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入社<br>2000年 4 月 GE Capital Leasing 入社<br>2004年 4 月 サミー(株) 入社<br>2005年 4 月 (株)セガ 入社<br>2010年10月 セガサミーインベストメント・アンド・パートナーズ(株) 取締役<br>2012年10月 日本マルチメディアサービス(株) (現ジェイエムエス・ユナイテッド(株)) 取締役<br>2014年10月 SEGA SAMMY BUSAN INC. 取締役<br>2016年10月 JMSコミュニケーションズ(株) 取締役<br>2018年10月 当社 入社 マーケティング部シニアマネージャー<br>2018年11月 当社 執行役員マーケティング部シニアマネージャー(現任) | 一株            |

- (注) 1. 下川智広氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役を置くことが相当でない理由
- 前任の社外取締役が辞任するにあたり、新任社外取締役候補者の選定を行ってまいりましたが、かかる申出から本定時株主総会招集ご通知の発送までの間において、適任者を選定することは時間的に極めて困難であったことから、本定時株主総会には社外取締役選任議案を提出しておりません。
- 現状において当社が求める的確性を欠く方を社外取締役に選任することは、当社の経営に悪影響を与える可能性があり、相当でないと判断しております。
- 今後とも当社の企業価値向上を図るうえで最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、候補者の選定に努めてまいります。

以上

# 事 業 報 告

(2018年12月 1 日から  
2019年11月30 日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人所得は緩やかな回復基調であるものの、米中貿易摩擦の影響による海外経済の不確実性に加え、天候不順や消費税引き上げによる個人消費等への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社が属するパーソナルトレーニング業界については、個人の所得が増加したことで、今まで以上にパーソナルトレーニングに関心を持つお客様が増加しております。

当社の主要事業であるパーソナルトレーニングジム業界については、見た目を追求するフィジカルトレーニングや、身体のある部分の機能改善を目的とするファンクショナルトレーニングなど、様々な顧客ニーズに対応したパーソナルトレーニングジムサービスの需要が拡大を続けており、ダイエット・パーソナルトレーニングジム関連を中心にインターネット検索数は年々増加傾向にあります。また、これに伴い、競合他社との広告出稿・入札状況が厳しさを増しております。

また、パーソナル英会話スクール業界については、専属講師が受講生のレベルや目的に応じたオーダーメイドの学習カリキュラムを作成し、サポートすることで短期的に効率よく学習できることから近年注目を集めております。

このような事業環境の中、当社におきましては、常に広告とサービスの改善を繰り返すことで、当社講師の専門性やホスピタリティの向上を図り、また、競合の中から選ばれる状態の醸成に努めました。また、このような当社の取り組みの結果として、当社のサービスに価値を見出してお入会いただくお客様が増加する中で、関東を中心として新規出店を推進いたしました。

その結果、当社の直営店は73店舗（前事業年度末比13店舗増）、フランチャイズ店6店舗の合計79店舗となり、当事業年度の売上高は7,697,542千円（前事業年度比13.2%増）、営業利益は991,890千円（前事業年度比10.5%減）、経常利益は971,353千円（前事業年度比12.3%減）、当期純利益は583,772千円（前事業年度比22.7%減）となりました。

なお、当社はパーソナルトレーニング事業を展開する単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、有形固定資産、無形固定資産、敷金及び保証金、長期前払費用を含め604,782千円であります。

その主たるものは、新規出店に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

## (3) 資金調達の状況

当社は2019年11月21日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により500,000株の新株式を発行をし、1,573,200千円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 既存事業の収益の拡大

当社は現在、パーソナルトレーニング事業が主な収益基盤の事業となっておりますが、この事業の安定的・継続的な発展が不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なサービスの改善、安定的なサービス提供が必須であります。パーソナルトレーニングジム「24/7Workout」についてはトレーナーの接遇面・技術面での教育体制強化によるサービスの質の向上、プロテインなどの商品の品質向上、トレーニングマシンの改善により収益基盤の拡大を行ってまいります。

また、パーソナル英会話スクール「24/7English」については講師の接遇面・技術面での教育体制強化によるサービスの質の向上、LESSONプログラムの改良を実施するとともに、優秀な講師の確保が必要であるため、積極的な採用活動を実施しております。

### ② 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社は、パーソナルトレーニングジム「24/7Workout」を主に首都圏において展開しておりますが、新たな収益基盤の獲得を目指し、社会の認知度向上に向けて「24/7Workout」の新規出店を加速し、関東圏のみならず全国各地への規模拡大を推進してまいりました。今後は海外出店も視野に入れ、出店エリアの拡大を図るべく、物件情報の取得及び物件開発の人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

また、パーソナル英会話スクール「24/7English」については主に首都圏において展開を行いその社会的認知度の向上を目指してまいります。

### ③ 知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、パーソナルトレーニングジム「24/7Workout」及びパーソナル英会話スクール「24/7English」の会社の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社は今後、イベントへの出展、自社ホームページをはじめ、様々なマスメディアを使った情報発信を強化することにより知名度向上を目指してまいります。

### ④ 新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、消費者の潜在需要をいち早く読み取り、新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

### ⑤ グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠と考えております。グローバルな事業展開を本格化する上で、諸外国におけるマーケティング手法の確立に努めるべく現地の需要の調査を行い、必要に応じてコンサルティング会社を利用することを検討しており、日本だけにとどまらないグローバルな事業展開を積極的に実施してまいります。

### ⑥ 人材の確保

当社が、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社としましては、採用における競争力の強化を図るために、魅力のある職場環境を構築いたします。社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

## ⑦ 内部管理体制の強化

当社が、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成すべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分        | 2016年度<br>第9期 | 2017年度<br>第10期 | 2018年度<br>第11期 | 2019年度<br>(当期) 第12期 |
|------------|---------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売上高        | 2,460,722千円   | 4,094,277千円    | 6,801,455千円    | 7,697,542千円         |
| 経常利益       | 293,227千円     | 438,926千円      | 1,108,032千円    | 971,353千円           |
| 当期純利益      | 196,985千円     | 322,793千円      | 755,148千円      | 583,772千円           |
| 1株当たり当期純利益 | 49.25 円       | 80.70 円        | 188.79 円       | 145.45 円            |
| 総資産        | 1,213,798千円   | 2,053,185千円    | 3,577,117千円    | 5,549,395千円         |
| 純資産        | 432,664千円     | 755,457千円      | 1,510,606千円    | 3,667,579千円         |
| 1株当たり純資産額  | 108.17 円      | 188.86 円       | 377.65 円       | 815.02 円            |

(注) 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長小島礼大であります。当社は当社不動産賃貸契約に対して当社代表取締役社長小島礼大より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は貸主との交渉により当該債務保証を解消していく方針であります。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社等の取引は、当社社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、パーソナルトレーニング事業を主要な事業としております。



(9) 主要な営業所および工場

① 本 社：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階

② 店 舗

・24/7Workout 直営店

|      |     |      |     |      |      |
|------|-----|------|-----|------|------|
| 北海道  | 1店舗 | 宮城県  | 1店舗 | 東京都  | 24店舗 |
| 神奈川県 | 3店舗 | 千葉県  | 2店舗 | 群馬県  | 1店舗  |
| 静岡県  | 2店舗 | 愛知県  | 3店舗 | 大阪府  | 6店舗  |
| 京都府  | 1店舗 | 兵庫県  | 2店舗 | 岡山県  | 1店舗  |
| 広島県  | 1店舗 | 福岡県  | 3店舗 | 鹿児島県 | 1店舗  |
| 新潟県  | 1店舗 | 和歌山県 | 1店舗 | 大分県  | 1店舗  |
| 栃木県  | 1店舗 | 石川県  | 1店舗 | 埼玉県  | 4店舗  |
| 茨城県  | 1店舗 | 熊本県  | 1店舗 |      |      |

・24/7Workout フランチャイズ店

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 東京都 | 2店舗 | 千葉県 | 1店舗 | 長野県 | 1店舗 |
| 山梨県 | 1店舗 | 沖縄県 | 1店舗 |     |     |

・24/7English 直営店

|     |     |     |     |      |     |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 東京都 | 7店舗 | 大阪府 | 1店舗 | 神奈川県 | 1店舗 |
| 埼玉県 | 1店舗 |     |     |      |     |

(10) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 379名 | 88名増   |

(注) 上記従業員数には臨時従業員（アルバイト）271名は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,500,000株  |
| (3) 株主数      | 1,218名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                            | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|---------|---------|
| 小島 礼大                                            | 3,149千株 | 69.98 % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                             | 156 //  | 3.49 // |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                               | 121 //  | 2.71 // |
| 株式会社SBI証券                                        | 121 //  | 2.69 // |
| BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN<br>AGGRESSIVE | 110 //  | 2.46 // |
| 檜木 毅                                             | 100 //  | 2.24 // |
| 萩原 裕司                                            | 100 //  | 2.24 // |
| 楽天証券株式会社                                         | 66 //   | 1.47 // |
| JP MORGAN CHASE BANK 380621                      | 37 //   | 0.84 // |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社                                 | 26 //   | 0.60 // |

(注)自己株式は所有しておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

##### ＜第3回新株予約権＞

- ① 発行決議日 2016年12月19日
- ② 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ③ 新株予約権の行使価額 1株あたり61円
- ④ 新株予約権の行使条件

イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

ハ) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

ニ) 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年12月20日から2026年12月19日まで
- ⑥ 当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 50個     | 20,000株   | 1名   |

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権等の状況

＜第8回新株予約権＞

- ① 発行決議日 2019年4月22日
- ② 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ③ 新株予約権の行使価額 1株あたり3,114円
- ④ 新株予約権の行使条件

イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当会社の取締役、執行役員又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

ロ) 新株予約権者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと及び反社会的勢力と密接な関係を有していないことを表明保証し、これに反した場合は本新株予約権の行使はできなくなるものとする。

ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

ニ) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

ホ) 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当会社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- ⑤ 新株予約権の行使期間 2021年4月23日から2029年4月22日まで
- ⑥ 当社使用人への交付状況

|       | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 交付者数 |
|-------|---------|---------------|------|
| 当社使用人 | 158個    | 普通株式 15,800株  | 1名   |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名   | 地位および担当                 | 重要な兼職の状況                                                                                               |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小島 礼大 | 代表取締役社長                 | —                                                                                                      |
| 櫛木 毅  | 取締役CFO 経営管理本部 本部長       | —                                                                                                      |
| 植原 一雄 | 取締役 パーソナルトレーニング事業部 事業部長 | —                                                                                                      |
| 岩田 松雄 | 取締役                     | (株)リーダーシップコンサルティング 代表取締役社長<br>(株)東京個別指導学院 社外取締役<br>寿スピリッツ(株) 社外取締役                                     |
| 山口 豊義 | 常勤監査役                   | TYPコンサルティングオフィス 代表                                                                                     |
| 豊田 史朗 | 監査役                     | ブリッジコンサルティンググループ(株) バックオフィスソリューション事業部マネージャー                                                            |
| 大井 哲也 | 監査役                     | TMI総合法律事務所 パートナー<br>(株)ジンスホールディングス 社外監査役<br>(株)マーケットエンタープライズ 社外監査役<br>テックファームホールディングス (株)社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役岩田松雄氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山口豊義氏、豊田史朗氏および大井哲也氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役豊田史朗氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役岩田松雄氏は、2020年2月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任する予定です。

### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4名 89,856千円 (うち社外取締役 1名 7,200千円)  
 監査役 3名 12,900千円 (うち社外監査役 3名 12,900千円)

### (3) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

個別の役員報酬の算定についての決定方針は定めておりませんが、当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「取締役および監査役の氏名等」に記載の通りであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

##### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者との関係において、配偶者、3親等以内の親族、並びに、その他これに準ずる者ではございません。

##### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位    | 主な活動状況                                                                                      |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩田 松雄 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回全てにおいて出席し、経営全般に関する豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。                         |
| 山口 豊義 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には、14回中14回出席し、内部統制に関する豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。              |
| 豊田 史朗 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には、14回中14回出席し、主に公認会計士および税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 |
| 大井 哲也 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には、14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会がEY新日本有限責任監査法人の報酬等については、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、コンフォートレター作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は以下の通りとなっております。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ) 当社が共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保をするためコンプライアンス管理体制を整備し、「企業行動憲章」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につきコンプライアンス教育をすることにより、その周知徹底を図る。

ロ) コンプライアンス管理責任者は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。

ハ) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ) コンプライアンス管理責任者およびコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反または「企業行動憲章」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ホ) コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス管理責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進する。

ヘ) 代表取締役直轄の内部監査室を設置し内部統制の監査を行う。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

ロ) 取締役および監査役は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類をいつでも閲覧することができる。

ハ) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施する。



③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針および体制を定める。
- ロ) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ハ) コンプライアンス管理責任者は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
- 二) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ホ) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する実施責任者、運用責任者およびコンプライアンス管理責任者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- ロ) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- ハ) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができる。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 財務報告の信頼性および実効性を確保するため財務報告に係る内部統制の構築・運用を図る。
- ロ) 財務報告の作成過程においては虚偽記載ならびに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の内部監査室の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができる。

ロ) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。

ハ) 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役は、取締役会およびその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。

ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

ハ) 内部監査室は、監査結果等内部監査に関する事項について監査役に報告するものとする。

二) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた時には速やかに報告することとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

ロ) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

ハ) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス委員会等は、それぞれ定期的および随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

⑨ 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方およびその整備状況

イ) 「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役および使用人に対し周知徹底を図ることとする。

ロ) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 情報の保存および管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会および重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

### ② 取締役の職務執行

定例取締役会（毎月1回開催）において、法令又は定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当事業年度につきましては、取締役会を17回開催しております。

### ③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

また、当事業年度につきましては、監査役会を14回開催しております。

### ④ コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、対象の社員へのコンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス教育を推進しております。

また、当事業年度につきましては、コンプライアンス委員会を4回開催しております。

### ⑤ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、各店舗および各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行っております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めはございません。

---

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,724,529</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>1,594,749</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 3,332,836        | 買 掛 金              | 11,839           |
| 売 掛 金              | 137,819          | 未 払 金              | 217,332          |
| 商 品                | 84,551           | 未 払 費 用            | 253,997          |
| 貯 蔵 品              | 22,890           | 未 払 法 人 税 等        | 200,618          |
| 前 渡 金              | 15,768           | 前 受 金              | 710,794          |
| 前 払 費 用            | 130,644          | 預 り 金              | 53,579           |
| そ の 他              | 20               | 前 受 収 益            | 4,247            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,824,865</b> | 賞 与 引 当 金          | 55,223           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,307,164</b> | 売 上 返 金 引 当 金      | 3,730            |
| 建 物                | 1,163,384        | そ の 他              | 83,385           |
| 車 両 運 搬 具          | 1,336            | <b>固 定 負 債</b>     | <b>287,066</b>   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 66,248           | 資 産 除 去 債 務        | 287,066          |
| 建 設 仮 勘 定          | 76,195           |                    |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>120,704</b>   | <b>負 債 合 計</b>     | <b>1,881,815</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア        | 97,668           | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定  | 17,009           | <b>株 主 資 本</b>     | <b>3,667,579</b> |
| の れ ん              | 3,075            | 資 本 金              | 791,600          |
| そ の 他              | 2,950            | 資 本 剰 余 金          | 786,600          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>396,996</b>   | 資 本 準 備 金          | 786,600          |
| 長 期 前 払 費 用        | 11,603           | 利 益 剰 余 金          | 2,089,379        |
| 繰 延 税 金 資 産        | 52,444           | そ の 他 利 益 剰 余 金    | 2,089,379        |
| 敷 金 及 び 保 証 金      | 332,948          | 繰 越 利 益 剰 余 金      | 2,089,379        |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>3,667,579</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,549,395</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>5,549,395</b> |

損 益 計 算 書

(2018年12月 1 日から  
2019年11月30 日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   |         | 金 額 |           |
|-----------------------|---------|-----|-----------|
| 売 上 高                 |         |     | 7,697,542 |
| 売 上 原 価               |         |     | 3,305,627 |
| 売 上 総 利 益             |         |     | 4,391,915 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         |     | 3,400,024 |
| 営 業 利 益               |         |     | 991,890   |
| 営 業 外 収 益             |         |     |           |
| 受 取 利 息               | 21      |     |           |
| 自 動 販 売 機 収 入         | 223     |     |           |
| そ の 他                 | 3       |     | 247       |
| 営 業 外 費 用             |         |     |           |
| 株 式 交 付 費             | 10,768  |     |           |
| 上 場 関 連 費 用           | 10,016  |     | 20,784    |
| 経 常 利 益               |         |     | 971,353   |
| 特 別 利 益               |         |     |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 117     |     | 117       |
| 特 別 損 失               |         |     |           |
| 減 損 損 失               | 15,949  |     |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 164     |     | 16,114    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         |     | 955,357   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 340,743 |     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 30,840  |     | 371,584   |
| 当 期 純 利 益             |         |     | 583,772   |

# 株主資本等変動計算書

(2018年12月 1 日から  
2019年11月30 日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |         |           |           |           | 純資産合計     |
|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金     |           | 株主資本合計    |           |
|         |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計   |           |           |
|         |         |         |         | 繰越利益剰余金   |           |           |           |
| 当期首残高   | 5,000   | －       | －       | 1,505,606 | 1,505,606 | 1,510,606 | 1,510,606 |
| 当期変動額   |         |         |         |           |           |           |           |
| 新株の発行   | 786,600 | 786,600 | 786,600 |           |           | 1,573,200 | 1,573,200 |
| 当期純利益   |         |         |         | 583,772   | 583,772   | 583,772   | 583,772   |
| 当期変動額合計 | 786,600 | 786,600 | 786,600 | 583,772   | 583,772   | 2,156,972 | 2,156,972 |
| 当期末残高   | 791,600 | 786,600 | 786,600 | 2,089,379 | 2,089,379 | 3,667,579 | 3,667,579 |

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年1月30日

株式会社トゥエンティーフォーセブン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 島 村 哲 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 選 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トゥエンティーフォーセブンの2018年12月1日から2019年11月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年12月1日から2019年11月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イに留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められませんが、
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月30日

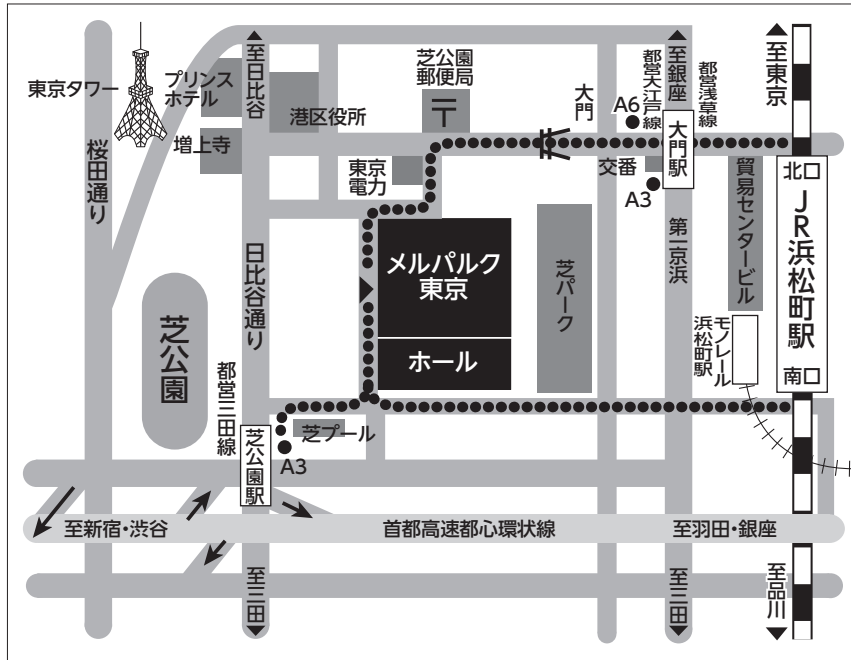
株式会社トゥエンティーフォーセブン 監査役会  
 社外監査役（常勤） 山 口 豊 義 ㊞  
 社 外 監 査 役 豊 田 史 朗 ㊞  
 社 外 監 査 役 大 井 哲 也 ㊞

以 上

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園二丁目 5 番 20 号  
ホテルメルパルク東京 4 階 孔雀



## 会場最寄駅

- ＪＲ・モノレール浜松町駅下車北口徒歩約 8 分
- 都営地下鉄大江戸線大門駅下車 A 3・A 6 番出口徒歩約 4 分
- 都営地下鉄三田線芝公園駅下車 A 3 番出口徒歩約 2 分
- 都営地下鉄浅草線大門駅下車 A 3・A 6 出口徒歩約 4 分